※CASBEE 建築 (新築) 評価マニュアル 2016 年版から抜粋

発行元: IBEC (当時)

2022年11月整理版

用途「工場」の評価

マニュアルP. 7 (PDF. 8)

2. 評価方法

2.1 評価対象建築物

CASBEE-建築(新築) は、戸建住宅を除く全ての用途に適用可能である。用途分類は省エネルギー基準で用いられる8用途(工場含む)、及び集合住宅であり、戸建て住宅は対象外とする。なお、工場についてはQ1室内環境とQ2|1.機能性」の評価では主に居住エリア(事務所等)を評価の対象とし、生産エリアは評価対象外とする。LR1エネルギーの評価では、エネルギー消費性能基準で計算対象外となる工場の生産エリアにおけるエネルギー消費は評価対象外とする。

対象となる用途については、「非住宅系用途」と「住宅系用途」の大きく二つに区分している。特に「住宅系用途」に区分される病院、ホテル、集合住宅は、利用者の住居・宿泊空間(以下<住居・宿泊部分>)を含む建築物である。これら、住宅系用途の建築物の評価は、「住居・宿泊部分」とそれ以外の共用部分(以下<建物全体・共用部分>)とに分けて行う。

用途区分	用途名	含まれる用途						
非住宅系用途	事務所	事務所、庁舎、郵便局など						
	学 校	小学校、中学校、高等学校,大学、高等専門学校、専修学校、各種学校など						
	物販店	百貨店、マーケットなど						
	飲食店	飲食店、食堂、喫茶店など						
	集会所	公会堂、集会場、図書館、博物館、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋、展示施設など						
	工場	工場、車庫、倉庫、観覧場、卸売市場、電算室など						

表 I. 2.1 適用対象用途(住宅系と非住宅系に大別)

マニュアルP. 136 (PDF. 137)

LR1 エネルギー

<工場の評価について>

工場の評価は、原則として建築物省エネ法の考え方に従って評価する。建築物省エネ法では工場用途の BPIやBEI等については、計算対象となる場合と対象外となる場合があるので注意を要する。 以下に工場用途の評価において注意を要する点を列記する。

- ・ 建築物省エネ法では、工場用途に該当する建築物のうち、生産エリアは計算対象としていない。 CASBEEにおいてもこれに従い、工場の生産エリア部分のBPIとBEI等については評価対象外とする。
- ・ 工場の中の事務室部分や会議室等の生産エリア以外に該当する部分については、建築物省エネ法と同様に評価対象とし、この部分を対象に計算されたBPIやBEI等の値によって評価を行う。
- ・ 建築物省エネ法において工場用途とされる倉庫や屋外駐車場又は駐輪場は、照明設備が計算対象となる。 CASBEEにおいてもこれらが計算対象となる場合には、建築物省エネ法と同様に評価対象とし、この部分を対象に計算されたBEI等の値によって評価を行う。
- ・ 建築物省エネ法上において、BPIとBEIの計算対象となる部分が無く、CASBEEにおいて「1.建物外皮の熱負荷抑制」と「3.設備システムの高効率化」の両方とも対象外となる場合には、省エネ対策が必要となる部分が無いものとみなし、「2.自然エネルギー利用」及び「4.効率的運用」のいずれも対象外とする。 つまり、このようなケースの場合、LR1エネルギーは全項目とも対象外となる。

なお、2014年版までは、工場の場合、「1.建物外皮の熱負荷抑制」は評価対象外だったが、2016年版では、 上述のように評価を行う必要がある場合があるので注意すること。

1. 建物外皮の熱負荷抑制

口適 用

事·学·物·飲·会·病·ホ·工·住

非住宅用途においてはペリメータゾーンの熱負荷の低減度合いについて、BPIまたはBPImを指標に評価を行う。住宅用途においては、断熱等性能等級に準じて評価を行う。

■ 適用条件

非住宅用途で、BPI等を算出しない場合はレベル1と評価する。

用途	事·学·物·飲·会·病·ホ·工						
	1~7 地域		8 地域				
レベル 1	[BPI] [BPIm] ≥ 1.03		[BPI] [BPIm] ≧	1.03			
レベル 2	[BPI] [BPIm] = 1.00	>>	[BPI] [BPIm] =	1.00	注)各レベル間は 小数点一桁まで の直線補完で評 価する。		
レベル 3	[BPI] [BPIm] = 0.97	注)各レベル間は 小数点一桁まで	[BPI] [BPIm] =	0.97			
レベル 4	[BPI] [BPIm] = 0.90	の直線補完で評 価する。	[BPI] [BPIm] =	0.93			
レベル 5	[BPI] [BPIm] ≤ 0.80		[BPI] [BPIm] ≦	0.85			

□解 説

日射や室内外の温度差による熱取得・熱損失の低減など、冷暖房の使用エネルギー量を削減することを目的として採用された熱負荷抑制に対する取組みについて評価する。非住宅建築物については、建築物省エネ法におけるBPIまたはBPImの値によって評価する。住宅については、日本住宅性能表示基準の「5-1断熱等性能等級」の相当する等級に基づき評価を行う。

なお、一般的に建物の外皮の熱負荷を抑制するための取組みは、以下のようなものが挙げられる。

- ① 建物形状、コア配置等における熱負荷を低減する建物配置計画上の工夫
- ② 外壁、屋根等において断熱性の高い工法・資材等の採用レベル
- ③ 窓部における、夏期と冬期の季節による太陽高さの変動などを考慮した、日射遮蔽のためのルーバー、 庇等の採用レベル
- ④ 窓部における省エネルギー性の高い複層ガラス、エアフローウインドウ、ダブルスキン等の採用
- 1) 非住宅用途(事・学・物・飲・会・病・木・工)の評価について

建築物省エネ法におけるBPIまたはBPImを指標に評価を行う。BPI等については、建築物省エネ法における性能向上計画認定や性能表示等を行わない場合には、BPI等を算定する必要がないケースがあるが、本項目では前述の計算支援プログラム等によって、BPI等を算出し評価することを原則とする。

BPI等を算出しない場合は、誘導基準BPI=1.00に達していないとみなしてレベル1と評価する。

工場などの場合で、BPI等を算出するべき部分が全く無い場合には、評価対象外とする。なお、従来の省エネ基準(平成25年基準)によるBPIとBPImは、適用できないので注意すること。評価結果は、BPIまたはBPImの値に従い、小数点一桁までの直線補間で評価される(図5参照)。